

## 別紙 1 用語の定義

| 用語       | 内容                                                                                                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| PFI 法    | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。                                                                                          |
| 法令       | 法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。                                                            |
| 本事業      | 「(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業」をいい、PFI 事業及び自主事業から成る。                                                                                                    |
| PFI 事業   | 本事業のうち、市が PFI 法に基づく特定事業として選定し、PFI 事業者が実施する、本施設の設計、建設及び工事監理、並びに開業準備、維持管理及び運営を個別又は総称した事業をいう。                                                   |
| 独立採算事業   | PFI 事業のうち、PFI 事業者が市と賃貸借契約を締結し、又は、PFI 事業者もしくは構成員が市から使用許可を受け、市から支払われるサービス対価ではなく、当該サービスの利用者からの料金収入のみで資金を回収して実施する事業をいう。<br>具体的には、飲食機能、駐車場機能等をいう。 |
| 自主事業     | 本事業のうち、PFI 事業者が提案し、PFI 事業者もしくは構成員が市から使用許可等を受けて実施する事業をいい、当該サービスの利用者からの料金収入のみで資金を回収して実施する事業をいう。                                                |
| 市        | 横浜市をいう。                                                                                                                                      |
| PFI 事業者  | 本事業において市と契約を締結することになる事業者。                                                                                                                    |
| PFI 事業者等 | PFI 事業者（SPC）及びその構成員並びに協力企業を示します。                                                                                                             |
| 本施設      | 本事業により事業敷地に整備する複合棟、体育館棟、校庭、駐輪場及び駐車場の総称。                                                                                                      |
| 複合棟      | 本施設のうち、小学校エリア、保育所エリア、市民利用施設エリア及びその付随施設から成る公共施設をいう。                                                                                           |
| 体育館棟     | 本施設のうち、体育館、備蓄倉庫及びその付随施設から成る公共施設をいう。                                                                                                          |
| 校庭       | 本事業において、現豊岡小学校の解体後に整備される校庭をいう。                                                                                                               |

|               |                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| 仮設家庭科室        | 工事期間中に家庭科室の機能維持のために新たに仮設する家庭科室をいう。                              |
| 民間機能棟         | 本事業とは別途公募することとして検討されている民間事業者により整備される建物をいう。具体的にはプール機能等を有する建物をいう。 |
| 現豊岡小学校        | 現在の豊岡小学校の本館棟、北校舎、管理棟、給食棟及びその他の付随施設を総称していう。                      |
| 現体育館          | 現在の豊岡小学校の体育館棟をいう。                                               |
| 東側校舎          | 現在の豊岡小学校の東校舎をいう。                                                |
| プレハブ校舎（現家庭科室） | 現在の豊岡小学校の校庭に存する家庭科室及びその付随施設をいう。                                 |
| 事業敷地          | 西側敷地と東側敷地を合わせた土地をいう。                                            |
| 民間機能棟敷地       | 民間機能棟の敷地として、西側敷地内に設定される整備用地をいう。                                 |
| セキュリティゾーン     | 小学校エリアにおいて、時間帯によって建具等で区切ること、小学校児童以外も利用することが可能になる範囲              |
| セキュリティライン     | セキュリティゾーンを構成する壁、建具等                                             |
| 飲食スペース        | 本施設に整備される図書館の賑わいゾーンに設ける飲食が可能なスペースをいう。独立採算事業による運営を想定されたスペース。     |
| 飲食機能          | 飲食スペースで提供される機能。飲食営業許可の有無を問わず、飲食行為が可能となる機能をいう。                   |
| 間仕切り壁         | 常設のパーティションをいう。                                                  |
| 可動間仕切り        | 可動（建築）のパーティションをいう。                                              |
| パーティション       | 備品としてのパーティション。                                                  |